

# 岡山県精神科医療センター 平成23年度計画（案）

中期計画、H22年度計画、H23年度計画対照表

中期計画の各項目ごとの実施状況

第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項  
1 県内精神科医療の中核病院としての役割の発揮

中 期 目 標	<p>①政策的医療の推進 県内における精神科医療の中核病院として、精神科救急対応、児童・思春期精神科医療、心神喪失者等医療観察法への対応などの本県の政策的医療の推進に努めること。</p> <p>②県内精神科医療水準の向上 精神科医療従事者の資質向上、関係機関への助言等に努め、県内精神科医療水準の向上を図ること。</p> <p>③県民の精神保健医療福祉の向上 県民に対する精神科医療に関する知識の普及等の取組を通じて、県民の精神保健医療福祉の向上に寄与すること。</p> <p>④災害対策への協力 災害など重大な危害が発生した場合には、県からの要請に基づき必要な精神科医療を提供するなど、県が実施する災害対策に協力すること。</p>
------------------	--

中 期 計 画	H22 年 度 計 画	H23 年 度 計 画	備 考		
<p>(1) 専門的精神科医療の提供 県民のための公的な病院として、採算面等から十分供給されていない分野や、民間病院では対応が困難な専門的な分野など、県民が必要としている精神科医療に積極的に対応する。</p> <p>また、病状と疾患別の専門治療の機能分化と地域生活支援機能を確立することにより、高度で専門的な医療を提供し、早期退院を可能にするとともに、症状再燃を防ぐことにより再入院を防止する。</p> <p>①入院</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">救急・急性期入院棟</td> <td>集中的な治療を要する患者に、急性期の特性に合わせて、手厚い治療と複数の専門職員による総合的・一貫した医療を提供し、早期退院を可能とする。</td> </tr> </table>	救急・急性期入院棟	集中的な治療を要する患者に、急性期の特性に合わせて、手厚い治療と複数の専門職員による総合的・一貫した医療を提供し、早期退院を可能とする。	<p>(1) 専門的精神科医療の提供</p> <p>①入院</p> <p>ア 救急・急性期入院棟 集中的な治療を要する患者に、急性期の特性に合わせて、複数の専門職員による総合的・一貫した医療を提供する。</p>	<p>(1) 専門的精神科医療の提供</p> <p>①入院</p> <p>ア 救急・急性期入院棟 集中的な治療を要する患者に、急性期の特性に合わせて、複数の専門職員による総合的・一貫した医療を提供する。</p>	○変更なし
救急・急性期入院棟	集中的な治療を要する患者に、急性期の特性に合わせて、手厚い治療と複数の専門職員による総合的・一貫した医療を提供し、早期退院を可能とする。				

<p>総合治療入院棟</p>	<p>様々な要因で複雑かつ治療困難な患者を閉鎖入院棟及び開放入院棟で治療し、リハビリテーション、検査、薬剤、栄養等の各部門との連携により円滑な社会生活を可能にする。</p>	<p>イ 総合治療入院棟 入院期間が長期化する傾向にある閉鎖病棟の退院を促進するため、病棟に専従の精神保健福祉士、臨床心理技術者、作業療法士を配置し、医師、看護職員と協力して退院促進を図る。</p>	<p>イ 総合治療入院棟 入院期間が長期化する傾向にある閉鎖病棟の退院を促進するため、病棟に専従の精神保健福祉士、臨床心理技術者、作業療法士を配置し、医師、看護職員と協力して退院促進を図る。</p>	<p>○変更なし</p>
<p>依存症入院棟</p>	<p>依存症（アルコール、薬物、ギャンブル等）の治療を標準プログラム及び個人の症状に応じた個別のプログラムを開発しつつ行う。</p>	<p>ウ 依存症入院棟 アルコール、薬物、ギャンブル等による依存症に対する治療を、標準及び個別プログラムにより実施する。</p>	<p>ウ 依存症入院棟 アルコール、薬物、ギャンブル等による依存症に対する治療を、標準及び個別プログラムにより実施する。</p>	<p>○変更なし</p>
<p>児童・思春期入院棟</p>	<p>児童思春期に特有な精神疾患の治療を関係機関と連携して行う。</p>	<p>エ 児童思春期入院棟 児童思春期に特有な精神疾患の入院治療を関係機関と連携して行う。 また、県から受託している子どもの心の診療拠点病院事業は平成21年度で終了したが、当センターが独自で事業を継続し、地域の医療機関や保健福祉機関等から相談を受けた様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害の症例に対して、診療支援や医学的支援を行う。</p>	<p>エ 児童思春期入院棟 <u>増加する発達障害児、被虐待児や、神経症性障害などの精神医学的管理が必要な子どもに対する高度な専門治療を行うとともに早期発見と早期治療を行うため児童相談所、教育機関、児童福祉施設等との連携を強化する。</u> <u>また、子どもの心の診療拠点病院として独自に事業を継続する。</u> <u>引き続き、地域の医療機関や保健福祉機関等から相談を受けた様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害の症例に対して、診療支援や医学的支援を行う。</u></p>	<p>○連携の強化</p>
<p>司法精神入院棟</p>	<p>心神喪失者等医療観察法の対象者を一貫した治療体系の中で治療し、社会参加を促進する政策的医療を行う。 (平成19年度前半までに施設を整備する予定)</p>	<p>オ 司法精神入院棟 心神喪失者等医療観察法の対象者の受入及び治療を実施し、一貫した治療体系の中で、対象者の社会参加を促進する政策的医療を行う。 また、特定病床の運用については、司法精神入院棟と同様に精神保健福祉士、臨床心理技術者、作業療法士を配置し、医師、看護職員と協力して社会参加への促進を図る。</p>	<p>オ 司法精神入院棟 心神喪失者等医療観察法の対象者の受入及び治療を実施し、一貫した治療体系の中で、対象者の社会参加を促進する政策的医療を行う。</p>	<p>○特定病床部分削除</p>

②外来		②外来 ア 一般 一般外来と児童思春期及び依存症の専門外来の体制により、症状・疾患別に受診しやすい環境のもと、診療を実施する。 なお、現在一般外来と同じ窓口となっている児童思春期外来については、環境整備を実施する。	②外来 ア 一般 一般外来と児童思春期及び依存症の専門外来の体制により、症状・疾患別に受診しやすい環境のもと、診療を実施する。 なお、 <u>外来機能を細分化し、治療環境の向上と利便性を高めるために、サテライト診療所および発達障害圏の子どもや慢性期の統合失調症患者等を対象としたデイケア施設の基本計画を策定する。</u>	○外来のサテライト化に向けた検討、目標値の変更
一般	一般、児童思春期、依存症、デイケアの外来入口を分離するなど症状・疾患別に受診しやすい環境を整備し、診療を実施する。	○目標 外来患者数 150人／日以上 デイケア（依存症デイケア含む）患者数 70人／日以上	○目標 外来患者数 180人／日以上 デイケア患者数 60人／日以上	
救急	24時間体制の救急医療を実施する。	イ 救急 24時間の救急医療を実施する	イ 救急 24時間の救急医療を実施する	○変更なし
③地域生活支援		③地域生活支援 ア 総合リハビリテーション 症状の慢性化を防止し、早期退院及び退院患者の治療継続と社会生活の維持を図るためのケアを多職種の医療スタッフチームにより実施する。	③地域生活支援 ア 総合リハビリテーション 症状の慢性化を防止し、早期退院及び退院後の社会復帰への支援が必要な患者を中心としての治療継続と社会生活の維持を図るための支援を多職種の医療スタッフチームにより積極的に実施する。	○退院後の支援強化
地域リハビリテーション	症状の慢性化を防止し、早期退院及び退院患者の治療継続と社会生活の維持を図るためのケアを多職種の医療スタッフチームにより実施する。			
訪問診療・看護	患者が地域で安心して生活・治療ができる環境を整備するため、日常生活や療養上の相談・指導を積極的に行い、患者や家族の地域生活の支援を行う。	イ 訪問診療・看護 患者が地域で安心して生活・治療ができる環境を整備するため、日常生活や療養上の相談・指導を積極的に行う。 ○目標 訪問看護件数 120件／月以上	イ 訪問診療・看護 患者が地域で安心して生活・治療ができる環境を整備するため、日常生活や療養上の相談・指導を積極的に行う。 ○目標 訪問看護件数 150件／月以上	○目標値の変更

<p>地域連携</p>	<p>関係機関との連携を強化し、地域の保健医療福祉システムづくりに積極的に関わることにより、患者の生活の充実と再入院の防止を図る。</p>	<p>ウ 地域連携 地域生活支援室を中心に、入院の必要なくなった患者が自宅で治療を受けることができる環境の整備をより一層進める。 また、県内民間医療機関との相互支援体制づくりに取り組む。</p>	<p>ウ 地域連携 <u>医療機関の役割分担と相互連携を進めるために「医療連携部」を設置し、地域連携とアウトリーチ推進に取り組むこととする。</u> <u>また、従来の台帳管理からIT管理への移行を進めるため専門職を配置し、情報の一元化・共有化を徹底し、医療・福祉資源の有効活用による患者のQOL向上を目指す。</u></p>	<p>○医療連携部の設置、地域連携とアウトリーチ</p>
<p>(2) 岡山県精神科救急医療システムの中核病院 24時間体制の救急医療の実施や、電話による救急相談、県内の救急医療情報等の提供、及び患者及びその家族と医療機関等との連絡調整を行う岡山県精神科救急情報センターの運営など、「岡山県精神科救急医療システム」の中核的役割を担う。</p>	<p>(2) 岡山県精神科救急医療システムの中核病院 輪番病院のバックアップを行うとともに、岡山県精神科救急情報システム事業の受託実施により「岡山県精神科救急医療システム」の中核的役割を担う。</p>	<p>(2) 岡山県精神科救急医療システムの中核病院 輪番病院のバックアップを行うとともに、岡山県精神科救急情報システム事業の受託実施により「岡山県精神科救急医療システム」の中核的役割を担う。</p>	<p>○変更なし</p>	
<p>(3) 司法精神科医学・医療の中心的機能 心神喪失者等医療観察法に基づく入院施設である司法精神入院棟を平成19年度に開棟する予定であり、蓄積した高度精神科医療技術を活かし、指定入院医療機関及び指定通院医療機関として中国四国地域の司法精神科医学・医療の中核的機能を発揮する。</p>	<p>(3) 司法精神科医学・医療の中心的機能 心神喪失者等医療観察法に基づく入院施設が全国的に不足する状況下において、医療観察法特定病床ユニットを総合治療入院棟内に整備し、中国・四国地域を中心として対象者を受入れ、医療観察法病床の不足に対する国の施策に協力する。 また、指定入院医療機関及び指定通院医療機関として中国・四国地域の司法精神科医学・医療の中核的機能を発揮する。</p>	<p>(3) 司法精神科医学・医療の中心的機能 <u>心神喪失者等医療観察法に基づく入院施設は全国的に充足してきており、36床をフルに稼働することはなくなってきたが、中四国・近畿地方における入院施設は不足しているため、今後も積極的に国の施策に協力する。</u> <u>また、司法精神医学会を岡山に招致し、司法精神医学分野の情報を全国に発信するとともに今後開棟する医療機関の研修施設としても積極的に協力していく。</u></p>	<p>○国・他医療機関との積極的な協力、日本精神医学会の開催</p>	
<p>(4) 精神科医師不在地域への対応 県内の精神科専門病院がない地域において、地域の医療機関との連携等による専門的な精神科医療が提供できるシステムづくりを検討する。 ・地域自治体病院への当院医師の派遣 ・訪問診療の実施</p>	<p>(4) 精神科医師不在地域への対応 精神科医が不足している東備地区や総合病院に医師を派遣し、精神科医療の提供に努める。 また、訪問診療については、スタッフの充実を図り対象地域を拡大し実施するよう努める。</p>	<p>(4) 精神科医師不在地域への対応 精神科医が不足している東備地区や総合病院に医師を派遣し、精神科医療の提供に努める。 また、訪問診療については、スタッフの充実を図り対象地域を拡大し実施するよう引き続き努める。</p>	<p>○対応の継続強化</p>	

<p>(5) 教育研修の推進      県内の精神科医療従事者の人材育成を図るため、充実した教育研修体制を整備し、卒後臨床研修医及び後期臨床研修医（シニアレジデント）の受入れや看護師、作業療法士、精神保健福祉士及び臨床心理士の養成学校の学生等の実習生の受入れを積極的に行う。</p> <p>○平成17年度研修実績</p> <table border="0"> <tr><td>卒後臨床研修医</td><td>37名</td></tr> <tr><td>後期臨床研修医</td><td>1名</td></tr> <tr><td>看護実習生</td><td>197名</td></tr> <tr><td>作業療法士実習生</td><td>29名</td></tr> <tr><td>精神保健福祉士実習生</td><td>5名</td></tr> <tr><td>臨床心理士実習生</td><td>20名</td></tr> </table>	卒後臨床研修医	37名	後期臨床研修医	1名	看護実習生	197名	作業療法士実習生	29名	精神保健福祉士実習生	5名	臨床心理士実習生	20名	<p>(5) 教育研修の推進      充実した教育研修体制を整備する。</p> <p>卒後臨床研修医及び後期臨床研修医（シニアレジデント）の受入れや看護師、作業療法士、精神保健福祉士及び臨床心理士の養成学校等の実習生の受入れを積極的に行う。</p> <p>また、精神科指定医の養成のための研修医の受入れも積極的に行う。</p> <p>○目標 研修受入</p> <table border="0"> <tr><td>卒後臨床研修医</td><td>40名</td></tr> <tr><td>後期臨床研修医</td><td>2名</td></tr> <tr><td>看護実習生</td><td>300名</td></tr> <tr><td>作業療法士実習生</td><td>25名</td></tr> <tr><td>精神保健福祉実習生</td><td>10名</td></tr> <tr><td>臨床心理実習生</td><td>20名</td></tr> </table>	卒後臨床研修医	40名	後期臨床研修医	2名	看護実習生	300名	作業療法士実習生	25名	精神保健福祉実習生	10名	臨床心理実習生	20名	<p>(5) 教育研修の推進      充実した教育研修体制を整備する。</p> <p>卒後臨床研修医及び後期臨床研修医（シニアレジデント）の受入れや看護職員、作業療法士、精神保健福祉士及び臨床心理士の養成学校等の実習生の受入れを積極的に行う。</p> <p>また、精神科指定医の養成のための研修医の受入れも積極的に行う。</p> <p>○目標 研修受入</p> <table border="0"> <tr><td>卒後臨床研修医</td><td>40名</td></tr> <tr><td>後期臨床研修医</td><td>2名</td></tr> <tr><td>看護実習生</td><td>300名</td></tr> <tr><td>作業療法士実習生</td><td>25名</td></tr> <tr><td>精神保健福祉実習生</td><td>10名</td></tr> <tr><td>臨床心理実習生</td><td>20名</td></tr> </table>	卒後臨床研修医	40名	後期臨床研修医	2名	看護実習生	300名	作業療法士実習生	25名	精神保健福祉実習生	10名	臨床心理実習生	20名	<p>○変更なし</p>
卒後臨床研修医	37名																																						
後期臨床研修医	1名																																						
看護実習生	197名																																						
作業療法士実習生	29名																																						
精神保健福祉士実習生	5名																																						
臨床心理士実習生	20名																																						
卒後臨床研修医	40名																																						
後期臨床研修医	2名																																						
看護実習生	300名																																						
作業療法士実習生	25名																																						
精神保健福祉実習生	10名																																						
臨床心理実習生	20名																																						
卒後臨床研修医	40名																																						
後期臨床研修医	2名																																						
看護実習生	300名																																						
作業療法士実習生	25名																																						
精神保健福祉実習生	10名																																						
臨床心理実習生	20名																																						
<p>(6) 調査・臨床研究の推進      大学等の関係機関との連携による精神科医療に関する調査・臨床研究及び治験を行い、その成果を論文などの適切な方法で発表するとともに、学会、研究会等の開催を通じて情報発信に努め、県内の精神科医療水準の向上を図る。</p>	<p>(6) 調査・臨床研究の推進      国の厚生労働省科学研究に協力し、成果をあげるとともに、大学等の関係機関との連携による精神科医療に関する調査・臨床研究及び治験を行い、その成果を論文や研究発表冊子など、適切な方法で発表する。</p> <p>また、精神科医療に関する情報発信に努め県内の精神科医療水準の向上を図る。</p>	<p>(6) 調査・臨床研究の推進      国の厚生労働省科学研究に協力し、成果をあげるとともに、大学等の関係機関との連携による精神科医療に関する調査・臨床研究及び治験を行いその成果を論文や研究発表冊子など、適切な方法で発表する。</p> <p>また、精神科医療に関する情報発信に努め県内の精神科医療水準の向上を図る。</p>	<p>○変更なし</p>																																				
<p>(7) 地域貢献の推進</p> <p>①関係機関への助言等      保健医療福祉、教育、司法等の各関係機関からの要請に対して、精神科医療の専門的立場から助言等を行う。</p> <p>②職員の派遣      地域で開催される精神科医療に関する相談・講演会等に、職員を派遣し地域での精神科医療知識の普及等に努める。</p> <p>③講演会等の開催</p>	<p>(7) 地域貢献の推進</p> <p>①関係機関への助言、職員の派遣等      保健所、児童相談所等の関係機関へ定期的に職員を派遣し、相談会等を開催するとともに精神障害者への対応について連携を図る。</p> <p>また、医療従事者の養成を図るため、県内の大学等養成学校に講師として職員を派遣する。</p> <p>○目標 相談会等への職員の派遣</p>	<p>(7) 地域貢献の推進</p> <p>①関係機関への助言、職員の派遣等      保健所、児童相談所等の関係機関へ定期的に職員を派遣し、相談会等を開催するとともに、精神障害者への対応について連携を図る。</p> <p>また、医療従事者の養成を図るため、県内の大学等養成学校に講師として職員を派遣する。</p>																																					

<p>地域住民等を対象とした講演会等を企画し、精神科医療知識の普及等に努める。</p> <p>④地域住民等との交流促進 地域に開かれた病院として、地域及び院内行事への相互参加など、患者と地域住民等との交流を促進する。</p>	<p>倉敷保健所 (月1日) 岡山市保健所 (月1日) 倉敷市保健所 (月2日) 岡山市知的障害更生相談所 (月1日) 中央児童相談所 (月1日) 倉敷児童相談所 (月1日) 岡山刑務所 (月1日) 岡山少年院 (月1日) 岡山市教育相談室 (月1日)</p>	<p>○目標 相談会等への職員の派遣</p> <p>備中保健所 (月1日) 岡山市保健所 (月2日) 倉敷市保健所 (月2日) 岡山市知的障害更生相談所 (月1日) 中央児童相談所 (月1日) 倉敷児童相談所 (月1日) 岡山刑務所 (月1日) 岡山少年院 (月1日) 岡山市教育相談室 (月1日) 岡山市子ども総合相談所 (月1日) 岡山県職員ストレス相談 (月1日) 岡山家庭裁判所 (月1日)</p>	<p>○派遣機関の増</p>
<p>(8) 災害対策への協力 地方独立行政法人岡山県精神科医療センター定款第19条に規定する知事から災害等に関する要請があった場合、必要な医療の提供、職員の派遣など、県が実施する災害対策に協力する。</p>	<p>(8) 災害対策への協力 知事から災害等に関する要請があった場合は積極的に参画する。 また、必要な場合は、独自に医療支援が行えるよう、体制整備を行う</p>	<p>(8) 災害対策への協力 知事から災害等に関する要請があった場合は積極的に参画する。 <u>また、災害時の緊急的な避難場所として開放するため、飲料水・食料品の備蓄をすとも被災地での精神障害者の治療や被災者へのメンタルケアができるよう医療スタッフ派遣体制を整備する。</u></p>	<p>○災害対策整備</p>

第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項  
2 患者や家族の視点に立った医療の提供

<p>中期目標</p>	<p>①患者権利に配慮した医療の提供 精神科医療においては、特に、患者の権利に最大限の配慮を行うことが重要である。そのため、法令等を遵守して、職員が患者の権利を十分に理解し適切な対応を行うとともに、患者が納得した上で医療を受けられるよう環境整備に努めること。</p> <p>②患者・家族の満足度の向上 患者や家族の意見・要望を的確に把握し、ニーズに応じたよりきめ細かい医療の提供を行うなど、患者や家族の視点に立って、その満足度が高められるように努めること。</p> <p>③診療情報の適正管理と開示の推進 カルテ（診療録）など個人の診療情報の適正管理と患者及びその家族への情報開示に努め、患者との一層の信頼関係の構築を図ること。</p>
-------------	--

中期計画	H22 年度計画	H23 年度計画	備考
<p>(1) 患者の権利擁護 ①権利等の周知 「患者の権利」、「倫理に関する方針」、「医療的行動制限</p>	<p>(1) 患者の権利擁護 ①権利等の周知 「患者の権利」、「倫理に関する方針」、「医療的制限に関する</p>	<p>(1) 患者の権利擁護 ①権利等の周知 「患者の権利」、「倫理に関する方針」、「医療的制限に関する方針」等、患者の権利に</p>	<p>○変更なし</p>

<p>に関する方針」等について、診療時の告知、院内掲示などにより患者、家族等への周知を徹底する。</p>	<p>方針」等、患者の権利に関し、周知に努める。</p>	<p>関し、周知に努める。</p>	
<p>②インフォームド・コンセントの徹底 「すべての患者は治療の方針や内容についての十分な説明や情報を受けることができる」という患者の権利を擁護するため、医師、看護師をはじめとするすべての職員に対し、患者及び家族へのインフォームド・コンセントのより一層の徹底を図る。</p>	<p>②インフォームド・コンセントの徹底 患者への説明にあたり、疾患・症状に関するわかりやすい説明資料を作成するなど、より患者及び家族の理解が容易になるよう努める。</p>	<p>②インフォームド・コンセントの徹底 患者への説明にあたり、疾患・症状に関するわかりやすい説明資料を作成するなど、より患者及び家族の理解が容易になるよう努める。</p>	<p>○変更なし</p>
<p>③セカンド・オピニオンの実施 医療サービス（医師、病院、保健サービス機関など）を自由に選択する患者の権利を擁護するため、主治医以外の専門医や他の医療機関の意見を聴くセカンド・オピニオンの導入を検討する。</p>	<p>③セカンド・オピニオンの実施 セカンド・オピニオンについては、引き続き積極的に対応する。</p>	<p>③セカンド・オピニオンの実施 セカンド・オピニオンについては、引き続き積極的に対応する。</p>	<p>○変更なし</p>
<p>④プライバシー保護の徹底 診療室での会話が外に漏れない工夫、面談室を使つての患者・家族への説明、病室の患者氏名表示の工夫など、診療過程で得られた個人情報、プライバシーの一層の保護に努める。</p>	<p>④プライバシー保護の徹底 診療室での会話が外に漏れない工夫、面談室を使つての患者・家族への説明、病室の患者氏名表示の工夫など、診療過程で得られた個人情報、プライバシーの一層の保護に努める。</p>	<p>④プライバシー保護の徹底 診療室での会話が外に漏れない工夫、面談室を使つての患者・家族への説明、病室の患者氏名表示の工夫など、診療過程で得られた個人情報、プライバシーの一層の保護に努める。</p>	<p>○変更なし</p>
	<p>⑤研修会の実施 患者の権利擁護について、職員の意識の徹底を図るため、定期的に研修を行う。</p> <p>○目標 研修会の開催 年2回以上</p>	<p>⑤研修会の実施 患者の権利擁護について、職員の意識の徹底を図るため、定期的に研修を行う。</p> <p>○目標 研修会の開催 年2回以上</p>	<p>○変更なし</p>
<p>(2) 患者サービスの一層の向上 ①サービス向上委員会（仮称）の設置</p>	<p>(2) 患者サービスの一層の向上 ①サービス向上委員会の運用 患者サービスの向上のためサー</p>	<p>(2) 患者サービスの一層の向上 ①サービス向上委員会の運用 患者サービスの向上のためサービス向上委員</p>	<p>○変更なし</p>



<p>患者サービスの向上や院内ボランティアのあり方について、職種横断的な委員会を設け、情報の交換や情報の共有を図る。</p>	<p>ビス向上委員会を適宜開催し、事案の検証、改善策を検討する。 また、職員の接遇向上のための研修を実施するなど患者サービスの向上に努める。 ○目標 接遇研修の実施 年2回以上</p>	<p>会を適宜開催し、事案の検証、改善策を検討する。 また、職員の接遇向上のための研修を実施するなど患者サービスの向上に努める。 ○目標 接遇研修の実施 年2回以上</p>	
<p>②患者意見の尊重 患者や家族の意見・要望を尊重したサービスを提供するため、要望窓口や意見箱の設置、患者満足度調査の実施等により意見・要望を把握し、患者サービスに反映させるシステムを構築する。</p>	<p>②患者意見の尊重 患者や家族の意見・要望を尊重したサービスを提供するため、要望窓口や意見箱を設置するとともに、要望や意見を踏まえた内容の患者満足度調査を実施する。 ○目標 入院者を対象としたアンケート調査 入院・退院時、その他年1回 外来者を対象としたアンケート調査 年1回</p>	<p>②患者意見の尊重 患者や家族の意見・要望を尊重したサービスを提供するため、要望窓口や意見箱を設置するとともに、要望や意見を踏まえた内容の患者満足度調査を実施する。 ○目標 入院者を対象としたアンケート調査 入院・退院時、その他 年1回 外来者を対象としたアンケート調査 年1回</p>	○変更なし
<p>③全職員を対象とした研修の実施 患者の権利、安全確保、プライバシー保護、医療倫理、接遇など医療サービスを提供する病院職員として必要な知識を、常にすべての職員が持てるよう研修を充実させる。</p>	<p>③全職員を対象とした研修 患者の権利、安全確保、プライバシー保護、医療倫理、接遇など医療サービスを提供する病院職員として必要な知識を、常にすべての職員が持てるよう研修を充実する。 ○目標 研修会の実施 年6回以上</p>	<p>③全職員を対象とした研修 患者の権利、安全確保、プライバシー保護、医療倫理、接遇など医療サービスを提供する病院職員として必要な知識を、常にすべての職員が持てるよう研修を充実する。 ○目標 研修会の実施 年6回以上</p>	○変更なし
<p>④入院診療計画・退院指導の充実 患者の不安や疑問の軽減や治療への意欲の醸成を図るため入院診療計画を患者・家族に提示するなど、患者や家族への説明を徹底する。 また、退院指導に努めるとともに、地域の関係機関等との連携を図りながら、患者・家族の理解のもとに、早期の社会参加を図る。</p>	<p>④入院診療計画・退院指導の充実 患者の不安や疑問の軽減や治療への意欲の醸成を図るため入院診療計画を患者・家族に提示するなど、患者や家族への説明を徹底する。 社会的入院患者解消のため、賃貸アパートを法人が借上げ生活訓練を実施するなど退院促進を図る。</p>	<p>④入院診療計画・退院指導の充実 患者の不安や疑問の軽減や治療への意欲の醸成を図るため入院診療計画を患者・家族に提示するなど、患者や家族への説明を徹底する。 社会的入院患者解消のため、賃貸アパートを法人が借上げ生活訓練を実施するなど退院促進を図る。</p>	○変更なし

<p>⑤入院案内の充実 入院時に必要な手続・書類、入院に要する経費、院内での規則等について記載した入院案内を更新、充実し、患者・家族に対する入院前の十分な説明を行う。入院案内作成に当たっては、増加傾向にある外国人患者にも配慮する。</p>	<p>⑤入院案内の充実 入院案内の更新にあたり、内容を充実するとともにわかりやすい案内となるよう工夫する。</p>	<p>⑤入院案内の充実 入院案内は適宜更新し、内容を充実するとともにわかりやすい案内となるよう工夫する。</p>	<p>○変更なし</p>
<p>⑥外来待ち時間の短縮 定期的な実態調査の実施により外来待ち時間の実態を把握し、外来待ち時間の短縮に取り組む。併せて、新聞、雑誌コーナーの設置など、待つことの苦痛解消対策も検討する。</p>	<p>⑥外来待ち時間の短縮 外来診療終了時間を厳守し、受付、診察、検査、会計までを円滑に流れるようシステム構築を図っていく。 また、専門職を配置し、各種相談業務や事務処理を円滑に行い待ち時間の短縮に努める。 ○目標 精神保健福祉士配置 診療情報管理士の配置 医事業務の見直し</p>	<p>⑥外来待ち時間の短縮 受付、診察、検査、会計までを円滑に流れるようシステムを改善する。 <u>また、電子カルテ本格的導入に向けて、自動受付システムの導入等、患者の利便性の向上を図る。</u></p>	<p>○外来受付から会計までの業務見直し</p>
<p>⑦ボランティア活動の推進 地域のボランティア活動と連携・協力し、病院内外でのボランティア活動の受入れや、ボランティア希望者が参加しやすい環境づくりについて検討する。</p>	<p>⑦ボランティア活動の推進 担当者を明確にし、ボランティアを積極的に受け入れる体制を整備する。</p>	<p>⑦ボランティア活動の推進 <u>ボランティアに関する情報発信を積極的に行い、児童思春期入院棟の学習支援や各入院棟レクリエーション支援等、受け入れる体制を整備する。</u></p>	<p>○ボランティア受入れ体制整備</p>
<p>(3) 医療サービスの効果的な提供 ①病床利用率 効果的な病床管理を徹底し、病床利用率の維持・向上に取り組む。</p>	<p>(3) 医療サービスの効果的な提供 ①病床利用率 医療の質を担保し効果的な病床管理を徹底し、引き続き、病床利用率90%以上が維持できるように取り組む。  ○目標 病床利用率 90%以上</p>	<p>(3) 医療サービスの効果的な提供 ①病床利用率 医療の質を担保し効果的な病床管理を徹底し、引き続き、病床利用率90%以上が維持できるように取り組む。  ○目標 病床利用率 90%以上</p>	<p>○変更なし</p>

<p>②平均在院日数 疾病特性を考慮した適正な入院治療の提供や、地域の医療機関、福祉施設等との連携強化により、早期退院を進めるなど、適正な平均在院日数となるよう努める。</p>	<p>②平均在院日数 疾病特性を考慮した適正な入院医療の提供や、地域の医療機関、福祉施設等との連携強化により、早期退院を進めるなど、適正な平均在院日数となるよう努める。</p>	<p>②平均在院日数 疾病特性を考慮した適正な入院医療の提供や、地域の医療機関、福祉施設等との連携強化により、早期退院を進めるなど、適正な平均在院日数となるよう努める。</p>	<p>○変更なし</p>
<p>③地域の関係機関との連携 精神疾患の発生当初から、治療リハビリテーションによる一貫したケアを行うためには、地域の社会資源を有効活用し、保健・医療・福祉の各種サービスを組み合わせることが重要である。 そのため、地域における病院、診療所、保健所、保健福祉施設等との連携強化を図り、地域の保健医療福祉システムづくりに積極的に関わるとともに、利用者のニーズにあったサービスづくりに努める。</p>	<p>③地域の関係機関との連携 地域における病院、診療所、保健所、福祉施設等との連携強化を図り、地域の保健医療福祉システムづくりに積極的に関わるとともに、利用者のニーズにあったサービスづくりに努める</p>	<p>③地域の関係機関との連携 地域における病院、診療所、保健所、福祉施設等との連携強化を図り、紹介患者に対する医療提供や医療機器の共同利用の実施等を通じて、<u>かかりつけ医を支援する病院として体制を整える。</u> <u>また、地域の医療従事者向けに研修会を開催し、技術向上を図る。</u></p>	<p>○地域の関係機関との連携強化、研修会の開催通知</p>
<p>(4) 診療情報の適正な管理と情報開示の推進 ①診療情報の適正な管理 病歴管理の重要性の高まりに対応し、カルテの管理・分析、疾病統計の作成等を行い、必要に応じて診察内容をわかりやすく患者に伝えるなど、診療情報の開示と適正管理を徹底する。</p>	<p>(4) 診療情報の適正な管理と情報開示の推進 ①診療情報の適正な管理 診療情報管理士を配し、カルテの管理・分析、疾病統計の作成等を行い、必要に応じて診療内容をわかりやすく患者に伝えるなど、診療情報の開示と適正管理を徹底する。</p>	<p>(4) 診療情報の適正な管理と情報開示の推進 ①診療情報の適正な管理 <u>診療情報管理士による診療情報の管理、分析、疾病統計を行うとともに必要に応じて診療内容を分かりやすく患者に伝える。なお、電子カルテを導入し、診療情報を適正に管理する。</u></p>	<p>○電子カルテ導入による適正管理</p>
<p>②ホームページの充実 ホームページを通じて、診療実績等の病院情報、研究成果や疾病に関する医療情報などの情報提供に努める。</p>	<p>②ホームページの充実 病院の情報化を進める情報化推進検討委員会を設置し、中核病院としての情報発信機能の構築、診療情報の開示推進等を積極的に推進する</p>	<p>②ホームページの充実 <u>中核病院として、研究成果や評価結果等、情報の発信に積極的に取り組む。</u></p>	<p>○情報提供への取り組み</p>

<p>③疾病を正しく理解する支援プログラムの充実 患者及び家族が疾病とその治療、治療計画等についての正しい理解を持ち、治療の継続と療養に取り組むための支援プログラムの充実を図る。</p>	<p>③疾病を正しく理解する支援プログラムの充実 依存症治療をはじめ疾病に応じたプログラムを実施しており、患者及び家族が疾病とその治療、治療計画等について正しい理解を持ち、治療の継続と療養に取り組むための支援プログラムの充実を図る。</p>	<p>③疾病を正しく理解する支援プログラムの充実 依存症治療をはじめ疾病に応じたプログラムを実施しており、患者及び家族が疾病とその治療、治療計画等について正しい理解を持ち、治療の継続と療養に取り組むための支援プログラムの充実を図る。</p>	<p>○変更なし</p>
---	--	--	--------------

第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項  
3 医療の質及び安全の確保

<p>中期目標</p>	<p>①医療水準の維持・向上 医師をはじめ優れた医療スタッフの確保、養成に努め、高度な精神科医療水準の維持・向上を図ること。 ②医療安全対策の徹底 医療事故を未然に防止し、患者が安心して治療に専念できる安全・安心な医療と治療環境を提供するため、医療安全対策を徹底すること。 ③医療の質、安全対策の検証 第三者機関が実施している病院機能評価を受審するなど、医療の質及び安全対策の検証に努め、県民からの信頼確保に努めること。</p>
-------------	--

中期計画	H22 年度計画	H23 年度計画	備考
<p>(1) 医療水準の維持・向上 医療の質の確保、向上を図るためには、医療に携わる医師をはじめとするスタッフの確保と能力の向上が不可欠であり、次の対策に取り組む。 ①医療スタッフの確保 ア 医師の確保 高度精神科医療の水準を維持・向上させるため、大学等関係機関との連携の強化、公募による採用なども活用しつつ、優れた医師の確保に努める。 臨床研修医の受入れについては、教育研修プログラムの充実</p>	<p>(1) 医療水準の維持・向上 ①医療スタッフの確保 ア 医師の確保 高度精神科医療の水準を維持・向上させるため、大学等関係機関との連携強化、公募による採用なども活用しつつ、優れた医師の確保に努める。そのためにも、医師の任用、海外研修制度の採用など処遇改善を図る。</p>	<p>(1) 医療水準の維持・向上 ①医療スタッフの確保 ア 医師の確保 高度精神科医療の水準を維持・向上させるため、大学等関係機関との連携強化、公募による採用なども活用しつつ、優れた医師の確保に努める。そのためにも、医師の任用、海外研修制度の採用など処遇改善を図る。 また、臨床研修医の受入れについても教育研修プログラムの充実など教育体制の強化及び処</p>	<p>○変更なし</p>

<p>など教育体制を強化するとともに、処遇の改善も図りつつ、卒後臨床研修医及び後期臨床研修医（シニアレジデント）の受入に努める。</p>	<p>また、臨床研修医の受入れについても教育研修プログラムの充実など教育体制の強化及び処遇の改善を行うなど、卒後臨床研修医及び後期臨床研修医（シニアレジデント）の受入に努める。</p> <p>○目標 研修医受入 臨床研修医 40名 後期臨床研修医 2名</p>	<p>遇の改善を行うなど、卒後臨床研修医及び後期臨床研修医（シニアレジデント）の受入に努める。</p> <p>○目標 研修医受入 卒後臨床研修医 40名 後期臨床研修医 2名</p>	
<p>イ 看護職員の確保 看護水準を維持向上させるため、大学等関係機関との連携を強化し、優れた看護職員の確保に努める。</p> <p>併せて、看護職員の定着を図るため、欠員補充や産休・育休代替が円滑に行える仕組みの構築、計画的な年休取得のためのサポート体制の強化等に取り組む。</p>	<p>イ 看護職員の確保 看護水準を維持向上させるため、県内外の大学・養成所等関係機関との連携を強化し、優れた看護職員の確保に努める。そのためにも教員、学生を対象とした採用説明会、病院見学会適宜開催する。</p> <p>併せて、看護職員の定着対策（欠員補充や産休・育休代替が円滑に行える仕組みの構築等）について取り組む。</p>	<p>イ 看護職員の確保 看護水準を維持向上させるため、県内外の大学・養成所等関係機関との連携を強化し、優れた看護職員の確保に努める。そのためにも教員、学生を対象とした採用説明会、病院見学会適宜開催する。</p> <p>併せて、看護職員の定着対策（欠員補充や産休・育休代替が円滑に行える仕組みの構築等）について取り組む。</p>	<p>○変更なし</p>
<p>ウ コメディカル職員の確保 医療水準を維持向上するため、大学等関係機関との連携を強化し、優れた医療技術職員の確保に努める。</p> <p>※コメディカル職員：医師と協同して医療を行う薬剤師、作業療法士、精神保健福祉士、検査技師、放射線技師、栄養士などの病院職員</p>	<p>ウ コメディカル職員の確保 医療水準を維持向上するため、大学・養成学校等関係機関との連携を強化し、優れた医療技術職員の確保に努める。そのためにも、教員、学生を対象とした採用説明会、病院見学会適宜開催する。</p> <p>また、各種学会での研究発表、研究雑誌への投稿等を積極的に行い、当センターにおける取組みや活動状況を周知し就職希望者の確保に繋げていくよう努力する。</p>	<p>ウ コメディカル職員の確保 医療水準を維持向上するため、大学・養成学校等関係機関との連携を強化し、優れた医療技術職員の確保に努める。そのためにも、教員、学生を対象とした採用説明会、病院見学会適宜開催する。</p> <p>また、各種学会での研究発表、研究雑誌への投稿等を積極的に行い、当センターにおける取組みや活動状況を周知し就職希望者の確保に繋げていくよう努力する。</p>	<p>○変更なし</p>

<p>②研修制度の充実 病院の最大のサービスは安全で良質な医療の提供であることから、それぞれの医療スタッフが専門技術の向上を図る職種別研修が重要である。職員の能力を的確に把握、評価した上で、必要な研修を受けることができる研修体系を構築し、院内及び院外での計画的な研修を実施する。</p> <p>ア 医師 精神保健指定医、精神科専門医の資格取得の支援を行い、取得後も引き続き専門領域についての研修を継続する。</p>	<p>②研修制度の充実 職員の能力を的確に把握、評価した上で、必要な研修を受けることができる研修体系を構築し、院内及び院外での計画的な研修を実施する。</p> <p>また、国内外の長期研修の実施について規程の整備を図る。</p> <p>ア 医師 精神保健指定医、精神科専門医の資格取得の支援を行い、取得後も引き続き専門領域についての研修を継続する。</p>	<p>②研修制度の充実 職員の能力を的確に把握、評価した上で、必要な研修を受けることができる研修体系を構築し、院内及び院外での計画的な研修を実施する。</p> <p>また、国内外の長期研修の実施について規程の整備を図る。</p> <p>ア 医師 精神保健指定医、精神科専門医の資格取得の支援を行い、取得後も引き続き専門領域についての研修を継続する。</p>	<p>○変更なし</p>
<p>イ 看護職員 専門性の向上と高い看護水準が求められる看護職員については、院内での職場研修の見直しや、キャリア開発支援制度の導入や資格（認定看護師、専門看護師等）の取得促進など、研修制度の充実を図る。</p>	<p>イ 看護職員 院内研修体系を見直すとともに、キャリア開発支援制度の試行実施をする。</p>	<p>イ 看護職員 <u>院内研修の定期的開催をするとともに、キャリア開発支援制度として、クリニカルラダーを導入する。新規採用者については、新人サポート体制を強化する。</u> <u>また、資格（認定看護師、専門看護師等）の取得促進制度の充実を図る。</u></p>	<p>○研修体制の強化</p>
<p>ウ コメディカル職員 コメディカル職員については、各部門で専門性に応じた研修等を実施し、専門的技術の向上を図る。</p>	<p>ウ コメディカル職員 コメディカル職員については、各部門で専門性に応じた研修等を実施し、専門的技術の向上を図る。</p> <p>○目標 院外研修派遣職員数 50名 (医師、看護師含む)</p>	<p>ウ コメディカル職員 コメディカル職員については、各部門で専門性に応じた研修等を実施し、専門的技術の向上を図る。</p> <p>○目標 院外研修派遣職員数 50名 (医師、看護師含む)</p>	<p>○変更なし</p>
<p>③職員の資格取得に対するサポート体制の整備 職員の資格取得に対する支援を実施する。 ・休職研修実施時の代替職員の確保（非常勤職員、任期付職員等）</p>	<p>③職員の資格取得に対するサポート体制の整備 休職研修に係る要領（手続き、身分等）の整備など、職員の資格取得に対する必要な支援について検討を行うとともに、実施可能なものから取り組む。</p>	<p>③職員の資格取得に対するサポート体制の整備 休職研修に係る要領（手続き、身分等）の整備など、職員の資格取得に対する必要な支援について検討を行うとともに、実施可能なものから取り組む。</p>	<p>○変更なし</p>

<p>(2) 医療安全管理対策の推進 ① リスクマネジメントの強化 医療安全管理対策を推進するため、リスクマネージャーを中心として安全管理に関する情報収集、分析、改善対策の検討、実施、評価等を行う医療安全管理対策委員会、感染症対策委員会等の一層の充実強化を図る。</p>	<p>(2) 医療安全対策の推進 ① リスクマネジメントの強化 医療安全管理対策を推進するため、医療安全管理対策委員会、感染症対策委員会を定期的（月1回以上）に開催し、安全管理に関する情報収集をし、その内容を院内情報システムにより全職員に周知する。 また、重大な事案や繰り返し起こる事案については、原因分析をしその対策を検討する。</p>	<p>(2) 医療安全対策の推進 ① リスクマネジメントの強化 医療安全管理対策を推進するため、医療安全管理対策委員会、感染症対策委員会を定期的（月1回以上）に開催し、安全管理に関する情報収集をし、その内容を院内情報システムにより全職員に周知する。 <u>また、患者の人権尊重、権利擁護を主眼に置いた医療提供とそれに伴う医療安全の確保を図っていく。</u></p>	<p>○情報の共有化、医療安全の確保</p>
<p>② 潜在的事故要因の把握と対策 医療事故につながる潜在的事故要因を把握し、医療事故の未然防止対策、事故発生時の対応策等を十分検討し、実施する。</p>	<p>② 潜在的事故原因の把握と対策 安全意識の高揚と安全管理文化の醸成のために危険予知訓練、分析手法を実施し当センターに効果的な安全対策を構築する。</p>	<p>② 潜在的事故原因の把握と対策 安全意識の高揚と安全管理文化の醸成のために危険予知訓練、分析手法を実施し当センターに効果的な安全対策を構築する。  ○目標 研修会の実施 年2回以上</p>	<p>○危機管理意識の認識強化、研修会の定期的開催</p>
<p>③ 医療安全管理に関する情報の共有化 職員間で収集・分析した情報や改善対策等の医療安全管理に関する情報の共有を図るシステムを構築する。</p>	<p>③ 医療安全管理に関する情報の共有化 院内情報システムを活用し、重大な事案の周知、注意喚起をしていく。 また、手順の標準化を図るため各種マニュアルの見直しを実施する。</p>	<p>③ 医療安全管理に関する情報の共有化 院内情報システムを活用し、重大な事案の周知、注意喚起をしていく。 また、手順の標準化を図るため各種マニュアルの見直しを実施する。</p>	<p>○変更なし</p>
	<p>④ 火災等の災害対策 火災等の災害対策マニュアルについては、適時見直しを行うとともに、避難訓練（年2回）を実施する。</p>	<p>④ 火災等の災害対策 火災等の災害対策マニュアルについては、適時見直しを行うとともに、避難訓練（年2回）を実施する。</p>	<p>○変更なし</p>
<p>(3) 病院機能評価の認定取得 医療に対する信頼と質の向上を図るため、財団法人日本医療機能評価機構が医療機関の機能を評価する目的で実施している病院機能評価について、中期計画期間内の認定取得を目指す。</p>	<p>(3) 病院機能評価の認定取得 平成21年度認定取得したが、医療の質が低下しないよう各部署において評価、点検を継続する。</p>	<p>(3) 病院機能評価の認定取得 平成21年度認定取得したが、医療の質が低下しないよう各部署において評価、点検を継続する。</p>	<p>○変更なし</p>

第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項  
 4 患者の社会参加へ向けての取り組みの強化

中期目標	患者が、退院後、地域における治療や生活を円滑に行えるよう、関係機関との連携強化を図り、地域生活支援機能を充実させ、患者の社会参加の促進と再入院の予防を図ること。
------	--

中期計画	H22 年度計画	H23 年度計画	備考
<p>入・通院患者が地域の中で再び充実した生活を取り戻せるように取り組みを強化する。入院患者においては、入院早期から身体的・精神的・社会的機能を最大限に回復させることが必要であることから、治療ステージ（急性期・回復期・維持期）に応じたリハビリテーションを多職種の医療スタッフによって総合的かつ多面的に行う。</p> <p>また、対象疾患別に機能分化された入院棟の治療ニーズに即応するため、機能別リハビリテーションを早期に構築する。さらに、地域において治療、生活が円滑に行えるよう、社会参加に向けてのリハビリテーション機能や病院職員による訪問支援機能を充実する。</p> <p>(1) リハビリテーションの充実        入院患者に対しては、病状の慢性化を防止し、早期退院が図られるよう、また、退院後の通院患者に対しては、治療中断の防止と社会生活の維持を図るため、多職種の医療スタッフによるチームケアや機動性に重点を置いたリハビリテーション機能の充実を図る。</p>	<p>入院患者が地域の中で再び充実した生活を取り戻せるようにするため、治療ステージ（急性期・回復期・維持期）に応じたリハビリテーションを多職種の医療スタッフによって総合的かつ多面的に行う。</p> <p>また、対象疾患別に機能分化された入院棟の治療ニーズに即応するため、機能別リハビリテーションの構築について検討する。</p> <p>(1) リハビリテーションの充実        入院患者に対しては、病状の慢性化を防止し、早期退院が図られるよう、また、退院後の通院患者に対しては、治療中断の防止と社会生活の維持を図るため、多職種の医療スタッフによるチームケアや機動性に重点を置いたリハビリテーション機能の充実を図る。</p>	<p>入院患者が地域の中で再び充実した生活を取り戻せるようにするため、治療ステージ（急性期・回復期・維持期）に応じたリハビリテーションを多職種の医療スタッフによって総合的かつ多面的に行う。</p> <p>また、対象疾患別に機能分化された入院棟の治療ニーズに即応するため、機能別リハビリテーションの構築について検討する。</p> <p>(1) リハビリテーションの充実        入院患者に対しては、病状の慢性化を防止し、早期退院が図られるよう、また、退院後の通院患者に対しては、治療中断の防止と社会生活の維持を図るため、多職種の医療スタッフによるチームケアや機動性に重点を置いたリハビリテーション機能の充実を図る。</p>	○変更なし
<p>①作業療法機能        入院患者が生活の再構築を可能な限り実現できるよう、入院早期からの個別作業療法（個別</p>	<p>①作業療法機能        入院患者が生活の再構築を可能な限り実現できるよう、入院早期からの個別作業療法（個別作業療</p>	<p>①作業療法機能        入院患者が生活の再構築を可能な限り実現できるよう、入院早期からの個別作業療法（個別作業療法）をはじめ、回復期における小集団で</p>	○目標値の変更



<p>作業療法)をはじめ、回復期における小集団での作業療法(集団作業療法)、複雑困難な課題を有する長期入院者の退院へ向けての具体的なリハビリプログラム及び退院後の外来治療の補完的役割を担う作業療法(外来作業療法)の強化を図る。</p> <p>また、機能分化された各入院棟における治療ニーズに対応するため疾患特性を考慮した作業療法を検討する。</p>	<p>法)をはじめ、回復期における小集団での作業療法(集団作業療法)、複雑困難な課題を有する長期入院者の退院へ向けての具体的なリハビリプログラム及び退院後の外来治療の補完的役割を担う外来作業療法(外来作業療法)の強化を図る。</p> <p>また、機能分化された各入院棟における治療ニーズに対応するため疾患特性を考慮した作業療法を検討する。</p> <p>○目標 作業療法患者数 1,200人/月以上 (延べ人数)</p>	<p>の作業療法(集団作業療法)、複雑困難な課題を有する長期入院者の退院へ向けての具体的なリハビリプログラム及び退院後の外来治療の補完的役割を担う外来作業療法(外来作業療法)の強化を図る。</p> <p>また、機能分化された各入院棟における治療ニーズに対応するため疾患特性を考慮した作業療法を検討する。</p> <p>○目標 作業療法患者数 <u>1,300人/月以上</u> (延べ人数)</p>	
<p>②精神保健福祉相談機能 精神保健福祉士によるケースワークを中心に、入院早期から患者・家族の医療相談や生活相談に迅速に対応する。また、院内の各部門や各関係機関との連絡調整窓口としての機能を強化し、早期退院及び社会参加への援助を促進する。</p>	<p>②精神保健福祉相談機能 精神保健福祉士によるケースワークを中心に、入院早期から患者・家族の医療相談や生活相談に迅速に対応する。また、院内の各部門や各関係機関との連絡調整窓口としての機能を強化し、早期退院及び社会参加への援助を促進する。</p>	<p>②精神保健福祉相談機能 精神保健福祉士によるケースワークを中心に、入院早期から患者・家族の医療相談や生活相談に迅速に対応する。また、院内の各部門や各関係機関との連絡調整窓口としての機能を強化し、早期退院及び社会参加への援助を促進する。</p>	<p>○変更なし</p>
<p>③デイケア、ナイトケア機能 地域で生活する精神障害者を援助するため、退院まもない患者等を対象とした治療的デイケアと、維持期にあるものの、脆弱性の高い患者を対象としたデイホスピタル型デイケアなどを実施する。さらに疾患別・病態別のデイケア等について研究・検討する。</p> <p>また、平成20年度からはナイトケア機能を追加し、デイ・ナイト・ケアを実施する。</p>	<p>③デイケア機能 地域で生活する精神障害者を援助するため、退院まもない患者等を対象とした治療的デイケアと、維持期にあるものの、脆弱性の高い患者を対象としたデイホスピタル型デイケアなどを実施する。</p> <p>○目標 デイケア (依存症デイケア含む) 患者数 70人/日以上</p>	<p>③デイケア機能 <u>退院後、デイケアを必要とされる入院患者に対し入院棟スタッフと連携し、プレデイケアを実施することにより、円滑な地域移行及び定着を目指す。また、早期退院後の回復促進と再発防止を図るために、院内他部署との連携のもとデイケアを運営する。さらに長期に渡りデイケアを必要としている生活機能の低下が認められる患者、保護的就労の可能性のある患者については、自立支援法、介護保険法に基づくサービスの積極的な利用を推進し、生活の維持・安定を図る。</u></p> <p>○目標 デイケア <u>60人/日以上</u></p>	<p>○デイケア機能の見直し、目標値の変更</p>

<p>(2) 訪問活動等の充実 患者が地域で安心して生活し、治療ができる環境を整備するため、病院職員による訪問支援機能の充実・強化を図る。訪問活動等においては、日常生活上の問題についての相談、療養上必要な指導等を行うことにより、患者及びその家族の地域生活の支援を行う。</p> <p>①訪問看護 看護職員、精神保健福祉士、作業療法士等が自宅等を訪問し、看護を提供するとともに、日常生活上の指導・支援を行う。</p>	<p>(2) 訪問活動等の充実 訪問活動等を実施し、日常生活上の問題についての相談、療養上必要な指導等を行うことにより、患者及びその家族の地域生活の支援を行う。本年度も引き続き訪問活動等の充実を図る。</p> <p>①訪問看護 看護師、精神保健福祉士、作業療法士等が自宅等を訪問し、看護を提供するとともに、日常生活上の指導・支援を行う。 ○目標 訪問看護件数 120件/月以上</p>	<p>(2) 訪問活動等の充実 訪問活動等を実施し、日常生活上の問題についての相談、療養上必要な指導等を行うことにより、患者及びその家族の地域生活の支援を行う。本年度も引き続き訪問活動等の充実を図る。</p> <p>①訪問看護 看護師、精神保健福祉士、作業療法士等が自宅等を訪問し、看護を提供するとともに、日常生活上の指導・支援を行う。 ○目標 訪問看護件数 <u>150件/月以上</u></p>	<p>○目標値の変更</p>
<p>②訪問診療 通院が困難な患者を対象に、医師、看護職員、その他の専門職による多職種チームが自宅等を訪問し、自宅等において専門治療の提供を行うことを検討する。</p>	<p>②訪問診療 通院が困難な患者を対象に、医師、看護師、その他の専門職による多職種チームが自宅等を訪問し、自宅等において専門治療の提供を行うことを検討する。</p>	<p>②訪問診療 <u>通院が困難な患者を対象に、医師、看護師、その他の専門職による多職種チームが自宅等を訪問し、自宅等において専門的治療の提供を行う。また、長期入院患者退院促進の一つとして訪問診療を実施して社会への復帰、地域移行促進を展開する。</u></p>	<p>○訪問診療の試行</p>
<p>③電話医療相談 岡山県精神科救急情報センターとの連携により、患者及びその家族等からの相談に対応する夜間・休日を含めた24時間の電話相談体制の整備を検討する。</p>	<p>③電話医療相談 岡山県精神科救急情報センター事業との連携により、患者及びその家族等からの相談に対応する夜間・休日を含めた24時間の電話相談体制の実施に向けて体制づくりをする。</p>	<p>③電話医療相談 岡山県精神科救急情報センター事業との連携により、患者及びその家族等からの相談に対応する夜間・休日を含めた24時間の電話相談体制の実施に向けて体制づくりをする。</p>	<p>○変更なし</p>

第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項  
1 効率的な業務運営体制の確立

中期目標

- ①効率的な業務運営体制の構築  
理事会及び法人組織体制を整備し、法人内で適切な権限委任を行うなど、効率的な業務運営体制を構築すること。
- ②業務見直し体制の整備  
経営の現状分析等を的確に行い、業務運営の見直しを機動的に行う体制を整備すること。

中期計画	H22 年度計画	H23 年度計画	備考
<p>自律性・機動性・透明性の高い法人運営を目指す地方独立行政法人制度の趣旨を踏まえ、その長を十分に活かして、病院運営を行う業務運営の改善を図るとともに、将来にわたって持続的な経営が可能となるよう、より一層の効果的な業務運営を行う。</p> <p>(1) 管理体制の構築 効率的・効果的な運営管理体制を構築するため、理事長、副理事長及び理事で構成する理事会及び病院組織の体制を整備し、各部門における責任者を明確にする。</p>	<p>(1) 管理体制の構築 効率的・効果的な運営管理体制を構築するため、理事長、副理事長及び理事で構成する理事会を設置し、定期的に開催するとともに、必要に応じ随時開催する。 また、必要に応じ、病院組織体制を見直すとともに、各部門における責任者を明確にする。</p>	<p>(1) 管理体制の構築 効率的・効果的な運営管理体制を構築するため、理事長、副理事長及び理事で構成する理事会を定期的に開催するとともに、必要に応じ随時開催する。 また、必要に応じ、病院組織体制を見直すとともに、各部門における責任者を明確にする。</p>	○変更なし
<p>(2) 意思決定の迅速化 各部門において業務が円滑に行えるように、責任者に権限を委任することにより、意思決定の迅速化を図るなど、柔軟で機動的な組織運営を行う。</p>	<p>(2) 意思決定の迅速化 各部門において業務が円滑に行えるように、事務処理規則を定め、各部門責任者に権限を移譲し、迅速な意思決定と責任体制の明確化を図る。</p>	<p>(2) 意思決定の迅速化 各部門において業務が円滑に行えるように、各部門責任者に権限を移譲し、迅速な意思決定と責任体制の明確化を図る。</p>	○変更なし
<p>(3) 職員の適正配置 医療需要の質の変化や患者動向に迅速に対応するため、地方公務員法の下で、常勤以外の雇用形態も含めた多様な専門職の活用を行うなど、効果的な体制による医療を提供する。</p>	<p>(3) 職員の適正配置 医療需要の質の変化や患者動向も見据えた組織体制の検討を行い、常勤以外の雇用形態も含めた多様な専門職の活用を行うなど、効果的な体制による医療を提供する。</p>	<p>(3) 職員の適正配置 医療需要の質の変化や患者動向も見据えた組織体制の検討を行い、常勤以外の雇用形態も含めた多様な専門職の活用を行うなど、効果的な体制による医療を提供する。</p>	○変更なし



中期計画	H22 年度計画	H23 年度計画	備考
<p>(1) 予算執行の弾力化等 本計画の枠の中で、予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行うことにより、効率的・効果的な業務運営を行う。</p>	<p>(1) 予算執行の弾力化等 予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行うことにより、効率的・効果的な業務運営を行う。</p>	<p>(1) 予算執行の弾力化等 予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行うことにより、効率的・効果的な業務運営を行う。</p>	○変更なし
<p>(2) 民間委託の推進 総務、医事業務、検査などのうち市場原理に基づいて適切なサービスの確保が期待できる業務については、民間委託の導入・拡充を検討する。</p>	<p>(2) 業務委託の推進 業務委託の導入・拡充について検討する。</p>	<p>(2) 業務委託の推進 業務委託の導入・拡充について引き続き検討する。</p>	○委託業務検討の継続
<p>(3) 契約内容の見直しと多様な契約手法の活用 ①業務委託について、必要性や機器等の修繕費対応も含めて契約内容の見直しを行う。</p>	<p>(3) 契約内容の見直しと多様な契約手法の活用 ①業務委託 委託業務を評価検証し、医事業務、給食業務、清掃業務の委託業者の変更を行ったところであり、定期的に委託業務の評価を経営企画会議に諮り、より効率的な業務の推進を図る。</p>	<p>(3) 契約内容の見直しと多様な契約手法の活用 ①業務委託 <u>委託業者の進行管理、評価を定期的に行い、効率的な業務執行や改善を受託業者とともに検討していく。</u></p>	○定期的な見直し
<p>②売買、請負等の契約については、情報の公開と競争による選定を基本とし、透明性・公平性を確保する。</p>	<p>②売買、請負等の契約 売買、請負等の契約については、情報の公開と競争による選定を基本とし、透明性・公平性を確保する。</p>	<p>②売買、請負等の契約 売買、請負等の契約については、情報の公開と競争による選定を基本とし、透明性・公平性を確保する。</p>	○変更なし
<p>③民間における取組事例も参考に、複数年契約や複合契約など多様な契約手法を活用し、さらなる費用の縮減に取り組む。</p>	<p>③多様な契約手法 民間における取組事例も参考に、複数年契約や複合契約など多様な契約手法を活用し、費用の縮減に取り組む。</p>	<p>③多様な契約手法 民間における取組事例も参考に、複数年契約や複合契約など多様な契約手法を活用し、費用の縮減に取り組む。</p>	○変更なし
<p>(4) 収入の確保 ①入院患者数の確保 地域医療連携の充実強化や病</p>	<p>(4) 収入の確保 ①入院患者数の確保 地域医療連携の充実強化や病床</p>	<p>(4) 収入の確保 ①入院患者数の確保 地域医療連携の充実強化や病床管理の徹底等</p>	○変更なし

<p>床管理の徹底等による病床利用率の維持・向上に取り組み、入院患者数の確保を図る。</p>	<p>管理の徹底等による病床利用率の維持・向上に取り組み、入院患者数の確保を図る。</p> <p>○目標          病床利用率 90%以上          救急・急性期入院患者数 34人/日以上</p>	<p>による病床利用率の維持・向上に取り組み、入院患者数の確保を図る。</p> <p>○目標          病床利用率 90%以上          救急・急性期入院患者数 34人/日以上</p>	
<p>②外来、デイケア患者数の確保          通院中断患者の原因調査や受診継続の働きかけ、家族教室等の開催を通じての疾病や治療についての知識の普及等に取り組み、外来、デイケア患者数の確保を図る。</p>	<p>②外来、デイケア患者数の確保          通院中断患者の原因調査や受診継続の働きかけ、家族教室等の開催を通じての疾病や治療についての知識の普及等に取り組み、外来、デイケア患者数の確保を図る。</p> <p>○目標患者数          外来患者数 150人/日以上          デイケア（依存症デイケア含む）患者数 70人/日以上</p>	<p>②外来、デイケア患者数の確保          通院中断患者の原因調査や受診継続の働きかけ、家族教室等の開催を通じての知識の普及等に取り組み、外来、デイケア患者数の確保を図る。</p> <p>○目標          外来患者数 <u>180人/日以上</u>          デイケア患者数 <u>60人/日以上</u></p>	<p>○目標値の変更</p>
<p>③診療報酬等の適正確保          病院全体で診療報酬の請求漏れ防止対策を推進するとともに、査定減の内容分析を行い、診療報酬の適正請求により収入を確保する。          また、診療報酬制度の研究に努め、収益向上につながるよう、組織、業務の見直しを図る。          ・医事担当の専門性の強化（業務委託、専門性・指導力のある職員の配置）          ・診療報酬制度研修会の開催（対象：事務、医師、看護師、コメディカル）</p>	<p>③診療報酬等の適正確保          病院全体で診療報酬の請求漏れ防止対策を推進する。          院内情報システムを活用し、重要な事案について全職員に周知する。          ア 査定減の縮小          査定減内容分析と対策を行い、診療報酬の適正請求により収入を確保する。          イ 診療報酬制度研修会の開催          全職員を対象とした診療報酬制度研修会を開催する。          また、病棟クランクの強化など診療報酬に係る医事業務を見直し請求漏れ防止に努める。</p>	<p>③診療報酬等の適正確保          病院全体で診療報酬の請求漏れ防止対策を推進する。          院内情報システムを活用し、重要な事案について全職員に周知する。          ア 査定減の縮小          査定減内容分析と対策を行い、診療報酬の適正請求により収入を確保する。          イ 診療報酬制度研修会の開催          全職員を対象とした診療報酬制度研修会を開催する。          また、病棟クランクの強化など診療報酬に係る医事業務を見直し請求漏れ防止に努める。</p>	<p>○変更なし</p>
<p>④未収金の解消          診療費の収納システムの見直しや支払い相談の実施等による未収金発生の未然防止対策を検討するとともに、未収金の早</p>	<p>④未収金の解消          診療費の収納システムの見直しや支払い相談の実施等による未収金発生 of 未然防止対策を実施するとともに、未収金の早期回収に取</p>	<p>④未収金の解消          診療費の収納システムの見直しや支払い相談の実施等による未収金発生 of 未然防止対策を実施するとともに、未収金の早期回収に取り組み。</p>	<p>○連帯保証人制度を導入、目標値の変更</p>

<p>期回収に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未収金対策マニュアルに基づく債権管理の徹底</li> <li>・患者の支払い相談の実施（福祉制度の利用、分割支払い等）</li> <li>・回収強化のための体制整備（専任非常勤職員の配置等の検討）</li> <li>・悪質な滞納者に対する法的措置の検討（少額訴訟等）</li> </ul>	<p>り取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納者への早期の対応等債権管理の徹底</li> <li>・患者の支払い相談の実施（福祉制度の利用、分割支払い等）</li> <li>・悪質な滞納者に対する法的措置の実施（少額訴訟等）</li> </ul> <p>○ 目標 滞納未収金 平成21年度分（3月分入院を除く）未収金の平成22年度における回収率 60%</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納者への早期の対応等債権管理の徹底</li> <li>・患者の支払い相談の実施（福祉制度の利用、分割支払い等）</li> <li>・悪質な滞納者に対する法的措置の実施（少額訴訟等）</li> <li>・<u>連帯保証人制度を導入し、診療費支払いへの責任を明確にする。</u></li> </ul> <p>○目標 滞納未収金 <u>平成22年度末時点での未収金総額回収率70%</u></p>	
<p>(5) 費用の節減・適正化</p> <p>①材料費の削減 薬品及び診療材料の購入・使用・管理について再点検を行い、在庫管理の徹底や、汎用品の購入促進、後発医薬品の採用の検討など、徹底的な効率化を図ることで材料費の削減を図る。</p>	<p>(5) 費用の節減・適正化</p> <p>①材料費の削減 薬品及び診療材料の購入・使用・管理について点検を行うことにより、在庫管理の徹底や汎用品の購入促進等により効率化を図ることで材料費の削減を図る。 また、後発医薬品の導入については、全品目の20%以上を目指す。</p> <p>○目標 医業収益に占める材料費比率 10%以下</p>	<p>(5) 費用の節減・適正化</p> <p>①材料費の削減 薬品及び診療材料の購入・使用・管理について点検を行うことにより、在庫管理の徹底や汎用品の購入促進等により効率化を図ることで材料費の削減を図る。 また、後発医薬品の導入については、全品目の20%以上を目指す。</p> <p>○目標 医業収益に占める材料費比率 10%以下</p>	○変更なし
<p>②委託業務の見直し 委託内容、委託先、契約方法全般について見直しを行い、委託費の縮減を図る。</p>	<p>②委託業務の見直し 既契約委託業務の委託内容、委託先、契約方法全般について見直しを行い、委託費の縮減を図る。</p>	<p>②委託業務の見直し 既契約委託業務の委託内容、委託先、契約方法全般について見直しを行い、委託費の縮減を図る。</p>	○変更なし
<p>③人件費の適正化 地方独立行政法人制度の特長を十分活かし、医療を取り巻く状況の変化に柔軟に対応した職員配置、業績・能力を反映した任用・給与制度の確立などを通じて、人件費の適正化を図る。</p>	<p>③人件費の適正化に向けての研究・検討 地方独立行政法人制度の特長を十分活かし、医療を取り巻く状況の変化に柔軟に対応した職員配置、業績・能力を反映した任用・給与制度を確立することにより、人件費の適正化を図る。</p>	<p>③人件費の適正化 地方独立行政法人制度の特長を十分活かし、医療を取り巻く状況の変化に柔軟に対応した職員配置、業績・能力を反映した任用・給与制度を確立することにより、人件費の適正化を図る。</p>	○変更なし

第5 財務内容の改善に関する事項

中期目標	公的な病院としての使命を果たしていくための経営基盤を確保できるよう、「第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項」に定めた事項を徹底することにより、中期目標期間中の財務内容の充実を図ること。
------	---

中期計画	H23 年度計画	備考
<p>第5 予算、収支計画及び資金計画 「第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項」で定めた計画・対策を確実に実施することにより、財務内容の改善を図り、収支の黒字化を目指す。</p> <p>1 予算 別紙1 2 収支計画 別紙2 3 資金計画 別紙3 注) 運営費負担金等 運営費負担金等については、料金助成のための運営費負担金等とする</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙1 2 収支計画 別紙2 3 資金計画 別紙3</p>	

中期計画	H22 年度計画	H23 年度計画	備考
<p>第6 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 500百万円 2 想定される理由 賞与の支給等、資金繰り資金への対応</p>	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 500百万円 2 想定される理由 賞与の支給等、資金繰り資金への対応</p>	<p>第4 短期借入金の限度額 <u>平成23年度中の計画はない。</u></p>	
<p>第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 中期目標期間中の計画はない。</p>	<p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 平成22年度中の計画はない。</p>	<p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 <u>平成23年度中の計画はない。</u></p>	



第6 その他業務運営に関する重要事項  
1 施設及び医療機器の整備に関する計画

中期  
目標

県民の医療需要、医療技術の進展などを総合的に勘案し、施設及び医療機器の整備を適切に実施すること。

中期計画			H22 年度計画	H23 年度計画	備考
<p>高度専門医療の充実のため、高度医療機器の更新・整備計画を策定し、計画的に更新・整備を行う。計画の策定に当たってはリース方式の活用も併せて行う。</p> <p>また、新たな医療需要への対応、療養環境の更なる改善を図るため、入院棟の改修整備を行う。</p>			<p>(1) 児童・思春期外来施設の充実土地、建物の取得を検討する。</p> <p>(2) 病院駐車場の整備 利用者の利便性を維持するために、無断駐車を排除を目的として駐車場の出入り口にゲートを設置する。</p>	<p>(1) <u>電子カルテ端末を購入する。</u></p> <p>(2) <u>MRIの購入を検討する。</u> <u>内科的疾患、身体合併症の早期発見、治療を行うことを目的として機器を導入する。</u></p>	
施設及び医療機器の内容	予 定 額	財 源			
医療機器等整備	73百万円	長期借入金等			
入院棟改修整備	168百万円	国庫補助金等			

第6 その他業務運営に関する重要事項  
2 人事に関する計画

中期  
目標

精神科医療を取り巻く状況の変化に柔軟に対応し、必要な医療が提供できるよう、医療従事者の適正配置に努めること。また、職員の業務能力を的確に反映した人事管理に努めること。

中期計画	H22 年度計画	H23 年度計画	備考
(1) 職員数	(1) 職員数	(1) 職員数	○変更なし

<p>良質で安全な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者数については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応する。</p> <p>また、職員採用に当たっては、病院の運営方針に基づいた採用計画を作成するなど計画的な職員採用に努める。</p> <p>期初における常勤職員定数189人</p>	<p>良質で安全な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者数については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応する。</p> <p>また、職員採用に当たっては、病院の運営方針に基づいた採用計画を作成するなど計画的な職員採用に努める。</p>	<p>良質で安全な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者数については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応する。</p> <p>また、職員採用に当たっては、病院の運営方針に基づいた採用計画を作成するなど計画的な職員採用に努める。</p>	
<p>(2) 人事評価システムの導入</p> <p>職員の業績や能力を職員の給与に反映させるとともに、職員の人材育成、人事管理に活用するための公正で客観的な人事評価システムについて検討する。</p>	<p>(2) 人事評価システムの導入</p> <p>平成20年度から実施している人事評価システムについて、公正で客観的な評価を行うため、評価者の研修を行うなど、制度の充実を図る。</p>	<p>(2) 人事評価システムの導入</p> <p>平成20年度から実施している人事評価システムについて、公正で客観的な評価を行うため、評価者の研修を行うなど、引き続き制度の充実を図る。</p> <p><u>なお、評価結果は期末勤勉手当の成績率に反映させる。</u></p>	<p>○評価結果を期末勤勉手当の成績率に反映</p>
<p>(3) 業績・能力を反映した任用・給与制度</p> <p>職員の給与については、病院に貢献した職員が報われるような任用・給与制度にする必要があるため、職務給・能率給の原則に立った給与制度の導入を検討する。</p>	<p>(3) 業績・能力を反映した人事・給与制度</p> <p>人事評価システムと併せて、引き続き人事・給与制度の調査・研究を進める。</p>	<p>(3) 業績・能力を反映した人事・給与制度</p> <p>人事評価システムと併せて、引き続き人事・給与制度の調査・研究を進める。</p>	<p>○変更なし</p>

第6 その他業務運営に関する重要事項  
3 職員の就労環境の整備

<p>中期目標</p>	<p>定期的に職員のヘルスケアを実施するなど、日常業務の質の向上を図るために必要な職員の就労環境の整備に努めること。</p>
-------------	--

中期計画	H22 年度計画	H23 年度計画	備考
<p>職員の良好で快適な就労環境を整備・維持することに努め、定期的に職員のヘルスケアを実施する。</p>	<p>良好で快適な就労環境を整備・維持することに努め、定期健康診断、人間ドック（経費助成）など職員のヘルスケアを実施する。</p>	<p>良好で快適な就労環境を整備・維持することに努め、定期健康診断、人間ドック（経費助成）など職員のヘルスケアを実施する。</p>	<p>○変更なし</p>